

4月から3つの新委員会が始動

【新委員会-1】ゲートキーパー立法阻止対策本部

「弁護士の守秘義務」に重大な脅威 立法阻止に向けた諸活動を集中的に

●●● 「ゲートキーパー立法」とは

資金洗浄対策やテロ資金対策のため、弁護士等に、依頼者の行なう金融・不動産売買等の取引が犯罪収益によると「疑わしい取引」であるときに警察庁に置かれる金融情報機関 (FIU) *に通報義務を課す制度である。政府は、昨年11月に、2007年の通常国会に法案を提出することを決定し、立法化をめざしている。

*金融情報機関 (FIU) は、現在金融庁に置かれているが、法律の施行に伴い警察庁に移管されることとされている。

●●● 「ゲートキーパー立法阻止対策本部」の設置

このような弁護士による依頼者密告制度は「弁護士の守秘義務」に重大な脅威をもたらすものであり、日弁連ではかねてより対策本部を設置し、諸外国の弁護士会とも連携しながら阻止に向けた活動を行ってきた。しかし、昨年11月の上記政府決定を受け、わが国における立法阻止に向けてさらなる諸活動が全会的に求められることとなった。

そこで、東京弁護士会においても、立法阻止に向けた諸活動を集中的に行なうため、会長を本部長とする

「ゲートキーパー立法阻止対策本部」を設置し、2006年3月の第1回会議で伊礼勇吉会員を本部長代行に選任した。

●●● 活動方針

弁護士による警察庁への依頼者密告制度は、弁護士・弁護士会の存立基盤である国家権力からの独立性を危うくし、弁護士・弁護士会に対する国民の信頼を損ね、弁護士制度の根幹をゆるがすものである。

当本部では、日弁連の対策本部とも情報交換、連携をしながら、弁護士による警察庁への依頼者密告制度が、弁護士制度の存在意義を危うくするものであり、ひいてはわが国の司法制度の基盤を突き崩す危険があることをねばり強く訴えるなど、立法阻止に向けた諸活動を行なうものである。

今年中には法律案が作成され、来年の通常国会に提出されるというスケジュールの中で、残された時間は限られているが、ゲートキーパー立法阻止に向けた諸活動に対する理解と協力をお願いしたい。

(ゲートキーパー立法阻止対策本部事務局長 彦坂 浩一)

【新委員会-2】労働法制特別委員会

労働問題に取り組む環境を整備し 法の支配がより貫徹する役割を担う

●●● 設置の理由

本年4月1日から労働審判制度がスタートし、弁護士・弁護士会が労働問題に取り組む必要性が高まっている。バブル崩壊後、集团的労使紛争は減少したもの

の、個別的労使紛争は、大きく増加した。都道府県労働局における労働関係の民事紛争申請受理件数は年間約16万件に上っているが、弁護士が関与している割合は極端に低い。ドイツでは労働裁判の申立件数が年間

4月から新たに1つの対策本部と2つの委員会が新設され活動を開始した。
ゲートキーパー立法阻止対策本部、労働法制特別委員会並びに新進会員活動委員会である。
委員の定員は、対策本部が100人以内、委員会がそれぞれ50人以内となっている。
定員枠は自推・他薦共に人事委員会に問い合わせられたい（総務課 TEL.03-3581-2204）。

約60万件に上っており、欧米各国では労働事件への弁護士関与の度合いが高い。わが国の労働裁判申立件数は、年間約3000件に過ぎず、法的救済を受けられずに、泣き寝入りしている労働者が多い。企業法務においても、労働法の分野も重視されるようになった。日弁連では、2002年度から労働法制委員会が設置され、労基法改正などの立法作業に重要な役割を果たしている。本委員会は、弁護士・弁護士会が労働問題に取り組む環境を整備し、労働分野において法の支配がより貫徹する役割を担うことになる。

●●● どんな活動をするのか

第1の役割は、労働者側・使用者側いずれの立場であれ、会員弁護士が労働問題により一層取り組むことができる環境を整備することである。

第2の役割は、会員弁護士の労働法に関する知識・

スキルをアップする場を提供することである。幸いにも本年度は、研修センター主催の「専門弁護士養成連続講座」のテーマが労働法となり、10回にわたる養成講座の開催が予定されている。

第3の役割は、労働法の立法・改正作業に弁護士会としての意見を反映させることである。労働契約法、新しい自立的な労働時間制（エグゼンプション）、男女雇用機会均等法の改正など重要法案が目白押しである。労働法の立法・改正に関して弁護士会が意見を述べる意義は大きい。

第4には、調査研究として、個別労使紛争の解決機関の実態・役割を解明することである。都道府県労働局の紛争調整委員会、労働委員会、労働審判制などの性格・実態・役割を調査・研究して、弁護士がどの機関を利用したらよいのかを明らかにしたい。

（労働審判制度に関する協議会前議長 徳住 堅治）

【新委員会-3】新進会員活動委員会 若手会員のニーズ・意見を汲み上げ 積極的な会務参加を促進



●●● 発足の経緯と「新進会員」の定義

東京弁護士会では、新入会員を入会ガイダンス終了後の歓迎会や夏期合宿、大運動会並びに新年祝賀会などに招待をしてそれぞれ歓迎してきた。

しかし、今後、新入会員数が増加していく中で、組織だって歓迎すると共に、単位会内の各委員会や各種団体の紹介・説明をする機会を設けること、また、こ

の催しを通じて会内の同期新入会員間の懇親を図り横の結束を強めていただくことは、今後の弁護士会にとって非常に重要であるとの認識から、2005年12月1日、装いを新たに新入会員歓迎会が開催された（写真）。そうして、この会が盛況・好評であったため、次年度以降もこれを継続し、その趣旨を会内で拡充すべく、新進会員活動委員会が設けられることとなった。

ここに「新進会員」とは、いわゆる「若手会員」のことであり、「若手会員」の定義にも諸説あり得ると思われるが、規定上は、一応「登録後5年以内」の会員を言うものと定義された。従って、本委員会は、原則として、登録後5年以内の、委員長・副委員長を含む50名以内の会員により組織される。

●●● 本委員会の活動内容

① 新入会員歓迎会の開催

上記発足の経緯から、今後も、本委員会により新入会員歓迎会の開催を継続する。

今後、新入会員が増加していく中で、できるだけ会務の内容を知ってもらう機会を多く設けること、そして、会員間の縦や横のつながりを深める楽しい機会を設けることこそが、若手会員の「積極的な会務参加」を促進すると考えられるからである。

② 若手会員の意識調査・ニーズの汲み上げを図る

東京弁護士会の会務参加についての意識調査や、弁護士会費その他に関する会則、図書館、会館その他の

運営等についての満足度調査を行なう。

また、これに対する意見があれば、様々な調査や委員会内での議論を行ない、若手会員のニーズや意見を汲み上げる。

③ 上記ニーズの理事者への提出と実現に向けての議論・意見交換

上記調査結果や意見を、会長・副会長等の理事者に提出し、議論・意見交換をするとともに、可及的に意見が反映されるよう努める。

もちろん、本委員会での調査結果や出された意見の全てが、直ちに会内において反映・実現されるものとは限らない。しかし、従来、あまり言葉を交わす機会がなかった理事者と若手会員とが意思疎通を図り活発に議論すること、また、共に若手の意見が可及的に会務に反映されるよう努めていくことは、今後、単位会内の若手人口が著しく増大していく状況下において、会内の結束を強める意味でも非常に有意義と思われる。

(2005年度58期新入会員歓迎会世話人 西浄 聖子)